



応援します！

**新しい公共を
担う地域活動**

琴平町地域活動活性化助成金 応募の手引き

地域活動活性化助成金制度は、「新しい公共」として地域を支えてくださる皆様を応援することで、住民一人ひとりが主体となったまちづくりを進めることを目指しています。

何か地域に貢献する活動を始めたい、実施している活動の輪をもっと広げたいと思っている方は、是非ご活用ください。

申請方法：提出書類を、直接、福祉課へ

1 対象となる事業

地域にある課題を解決するために行う、営利を目的としない活動が対象です。活動の規模やテーマは問いません。

ただし、以下に1つでも該当する場合は、対象から除きます。

- 申請した年度内に完了できない
 - ※ 次年度も同様の事業を継続することは差し支えありません。
- 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する
- 申請した団体が直接事業を行わない
- 琴平町が行う他の補助制度を利用できる
 - ※ この場合は、その補助制度を利用してください。

【活動の例】

▽自分の得意分野を活かして住民の集まるところや学校などで出前授業を行う。

▽地域の観光資源や自然を美しく保つための環境美化活動。

▽子どもや高齢者の居場所づくりを行う。

2 対象となる団体

以下の3つを全て満たす団体が対象です。法人格の有無や結成年月日は問いません。

- ① 琴平町内に「活動拠点」と「連絡場所」がある
 - ※ 代表者の居住地を活動拠点と連絡場所にするには差し支えありません。
- ② 構成員が5人以上で、その半数以上が琴平町内に在住・在勤・在学している
- ③ 活動を琴平町内で行っている

ただし、以下に1つでも該当する場合は、対象から除きます。

- 営利を目的としている団体
- 宗教活動、政治活動（選挙運動を含む）を目的としている団体
- 暴力団等と関係を持っている団体
- 国、自治体から助成金を受けたことがある（受ける予定がある）団体
- 助成金の交付を受けることが適当でないと町長が認める団体

3 申請する部門

いずれかの部門を選択して申請してください。

種別		助成可能回数
めばえ部門	設立して1年未満の団体	1団体1回限り
はぐくみ部門	設立して1年以上の団体 ※前年度にめばえ部門で助成を受けた団体は設立後1年未満でもこちらに該当します。	1団体3回限り ※同一年度内に2回以上の申請はできません。

※ 両部門を合わせて最長で4年間の助成を受けることができます。

4 対象事業の実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に行われる活動や事業が対象です。

継続して行う活動も対象となりますが、助成金は上記期間の経費に対して交付されます。

4 助成される経費の種類・金額

- 活動や事業を実施するために直接必要となる経費を助成します。
- 上限額はいずれの部門も5万円です。
- 飲食費や親睦費用は原則として対象外です。
- 備品（1件5,000円を超える物品購入費）は助成額の2分の1を上限とします。 ※OA機器・カメラ等、他の事業でも使える備品は対象外です。
- 実績報告時、助成を受ける全ての経費について領収書を添付していただきます（領収書がない支出は、助成金額から除外します）。

【経費の例】

- ▽（報 償 費）講演会に招いた講師や実地指導を依頼した指導者への謝礼
- ▽（旅 費）上記講師・指導者の旅費
- ▽（消 耗 品 費）図書代、文具等の事務用品代
- ▽（印刷製本費）チラシ・ポスターの印刷代、用紙代
- ▽（通信保険費）切手代、宅配費用、電話代、保険料
- ▽（賃 借 料）会場等の使用料、機器リース代
- ▽（備 品 費）1件5,000円を超える物品代

5 募集期間と提出先

▽期 間：平成28年4月1日から 随時

▽提出先：琴平町役場1階 福祉課

▽提出書類：①交付申請書 ②構成員一覧表 ③収支予算書 ④事業計画書
④その他活動内容が分かるチラシ等

※ 必要な様式は、琴平町福祉課で配布しています。また、町ホームページでもダウンロードできます（総合トップ>くらしの情報>生活情報>その他>地域活動活性化事業）。

<http://www.town.kotohira.kagawa.jp/pages/1458>

6 助成金の交付決定

- 受付順に書類を審査し、交付を決定した後、その旨をお知らせします。
- 交付決定通知は、申請の1カ月後を予定しています。
- この通知は、交付額を確定させるものではありません。交付額は、事業終了後の実績報告をもとに確定し、別途お知らせします。
- 交付決定は、予算の範囲内で行います。申請総額が予算額に達した場合は、受付を終了しますので、ご了承ください。

7 実績報告

事業終了後は、実績報告が必要です。

▽提出期限：平成29年4月5日（水）

※ 期限前であっても、事業が終了した場合は、30日以内に実績報告が必要です。

▽提出書類：①実績報告書 ②事業内容報告書 ②収支決算書 ③全ての経費の領収書（写し） ④その他活動実績が分かる資料（任意）

8 助成金の請求

実績報告をもとに助成金額を確定し、その旨をお知らせします。この通知を受け取られましたら、速やかに助成金の請求をお願いします。

※ 通常、事業終了後の支払いとなりますが、交付額確定前に概算払を受けた方は、別途申請が必要となりますので、福祉課までご連絡ください。

9 その他

- この事業は、琴平町地域活動活性化助成金交付要綱に基づいて実施します。本手引書に全ての内容が記載されているものではありませんのでご了承ください。
- 申請に偽りがあった場合等には、助成金の一部又は全部を返還していただく場合があります。
- 助成金交付事業の活動内容等は、町の広報やホームページで広く公開していきますので、予めご了承ください。

<スケジュール例>

太枠が、申請する皆様が行う手続きです。

